〔参　考1〕

在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について

昭和63年1月30日　社老第9号
厚生省社会局長

標記については，昭和51年5月21日社老第28号本職通知により実施されているところであるが，今般，同通知の一部を下記のとおり改正し，在宅老人ディ・サービス事業の一層の推進を図ることとしたので，本事業の適正かつ円滑な運営に十分配慮するとともに，管下市町村に対し周知徹底を図り，事業実施に遺漏なきよう指導されたい。

記

1. 別添4の2を2の（1）とし，（1）の次に，次のように加える。
   （2）基本事業のうち送迎については，他の事業と独立して，市町村が適当と認める民間事業者等に委託することができるものとする。また，特別養護老人ホーム等に併設するデイ・サービスセンターで併設施設が調理業務を民間事業者に委託する場合，デイ・サービスセンターの調理業務も併せて委託することができものとする。
2. 別添4の7を7の（1）とし，（1）の次に，次のように加える。
   （2）市町村が送迎のみを他の事業と独立して，民間事業者等に委託する場合は，デイ・サービスセンターに運転手を置く必要はないこと。また，給食サービスを行うため，調理業務を民間事業者等に委託する場合は，デイ・サービスセンターに調理員を置く必要はないこと。
3. 別添4の9の（3）を次のように改める。
   （3）市町村（市町村が送迎を委託する場合はその委託を受ける者）は，送迎を行うためのリフトバス等を配置するものとし，デイ・サービスセンターまでの移送は，障害の程度，地理的条件等から送迎を必要とする者について行う。
4. 別添4の11の（1）中「その規模は」の次に「原則として」を加える。